

農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型 旧:集落基盤整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
---	----------------------------	--

趣 旨

集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

事業区分

1 集落基盤再編型

集落の周辺の地域において農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

2 実施計画策定型

(1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検討を行うもの。

(2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行うもの。

事業の内容

1 農業生産基盤整備事業

- | | | |
|---------------|----------------|----------|
| ① 農業用排水施設整備事業 | ② 農道整備事業 | ③ ほ場整備事業 |
| ④ 農用地開発事業 | ⑤ 農地防災事業 | ⑥ 客土事業 |
| ⑦ 暗渠排水事業 | ⑧ 農用地の改良又は保全事業 | |

2 農村生活環境整備事業

- | | | |
|------------------|--------------------|----------------|
| ① 農業集落道整備事業 | ② 営農飲雑用水施設整備事業 | ③ 農業集落排水施設整備事業 |
| ④ 農業集落防災安全施設整備事業 | ⑤ 用地整備事業 | ⑥ 活性化施設整備事業 |
| ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業 | ⑧ 集落環境管理施設整備事業 | |
| ⑨ 交流施設基盤整備事業 | ⑩ 情報基盤施設整備事業 | ⑪ 市民農園等整備事業 |
| ⑫ 生態系保全施設等整備事業 | ⑬ 地域資源利活用施設整備事業 | ⑭ 施設補強整備事業 |
| ⑮ 施設環境整備事業 | ⑯ 歴史的な土地改良施設保全整備事業 | |
| ⑰ 施設集約整備事業 | ⑱ 交換分合事業 | ⑲ 集落土地基盤整備事業 |

3 特認事業

採 択 基 準

- (1) 農業振興地域であること。
- (2) 農村振興基本計画(基本計画)が作成されていること。
- (3) 農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)が策定されていること。
- (4) 事業内容の1 農業生産基盤整備事業及び2 農村生活環境整備事業を一体的に実施すること。
 または2 農村生活環境整備事業のみを実施する場合は、周辺農用地の整備が完了しているか、近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。

- (5) 2⑩市民農園等整備事業については、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。
- (6) 2⑪施設集約整備事業においては、事業計画の他に集落基盤再編計画を定めること。
- (7) 農業集落排水施設整備を実施する場合の事業実施主体は、市町村又は一部事務組合とする。なお、負担割合は農業集落排水事業に準ずる。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
団体営	農業生産基盤整備事業	50	14	36	-	
	農村生活環境整備事業	50	1	49	-	
	実施計画策定	50	-	50		農業生産基盤整備等 実施に際し、事業計画 等を策定する

※県営の負担割合は未定